

2000年1月1日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI

No. 12

東京都千代田区平河町1-7-1 -W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ

<http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

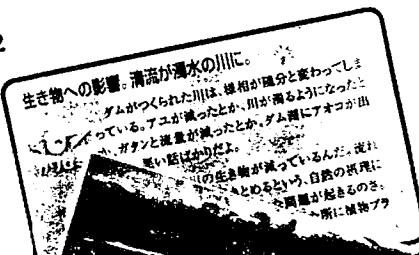
正月の御年中



行政圧迫と切り崩し、生活共同体の崩壊
今の水資源行政の基本ができあがったのは、昭和30'。
ダムのダムも含めて、ダムの運営予定地がおおよそ

タム連は予定地の山村の多くは、タム反対派の意見を示す。これに対して建設省、県などは、水没予定地から道路は通さないのか、おもしろいに条件反射のテーブルにさせ、村議会とタム対委員会の視察旅行の費用のわからない、会員の提供をするなどの働き。水没予定地の人は、連日の会議や休むことのできない日々を送ります。また、対しては精神的にも身体的にも消耗したタムによる水没はいくつかのものを崩壊させてしまひ

自然を破壊するダメ



必
要
の
な
い
水
源

横道いの水需要なのに過大な子
木が不足しているて
らしい。東京都でも
本の人口は2007年が
う工場も少なくなって
く水余りかな。
名古屋市が地出
のも、不要なもの
れたからだ。ダメい
過人の数倍の設
くダム建設のたび



誰れのためか
水害開発は、さう
とすると、御理解を
水害は甚だしく、
利根川流域、大河川
以降はほんとうに
難からずつとまく
ヒーベを過ぎて、
手を煮していよいよ
市町市街をなす
対応できまじ
治水に役立
らむタム調査
んとは甚大な
のための仕

SUIGENREN
水源連

水源連事務局からの報告

1. 休止・中断となったダム事業のその後

(1) 新月ダム問題

(大川治水利水検討委員会の経過)

1997年8月の建設省のダム総点検で、宮城県の新月ダム建設事業は休止となりました。新月ダムは気仙沼市の治水対策と水道用水確保のために大川に計画されたものです。その後、宮城県は、大川治水利水検討委員会を設置し、代替案の検討を進めてきました。委員会は学識経験者4名、気仙沼市の市長と市民6名の計11名で構成され、新月ダム建設反対期成同盟の熊谷博之さんも委員になっています。

この委員会は、大川の流量や治水計画、水需要予測などの元データをすべて洗いなおして新月ダムの代替案を検討するもので、今年の8月まで6回の会議が開かれてきました。代替案の検討ですから、当初は、ダムに代わる案が提案されていくものと思われていました。

ところが、事務局である宮城県が示した代替案の中心であったのは、新月ダムの規模を約半分に落としたダム建設案で、相も変わらず、ダム建設に固執したものでした。熊谷委員は、このような代替案に強く反論するとともに、大川の治水利水について科学的な検証を行う必要があるとし、水源連の嶋津暉之と遠藤保男を参考人として招致することを求めました。

ようやく、11月2日の第7回委員会で参考人としての意見陳述が実現しました。この意見陳述では、1) 大川は河道改修が大幅に遅れています、すみやかに実施する必要があること、その計画どおり河道改修を行えば、ダムなしで計画規模の洪水に対応できること、2) 利水の面では、水道漏水の防止対策や配水池増設による配水量の平準化などを進めれば、不足をきたすことがないこと、3) ダムの建設は、水道水の水質悪化、ダム堆砂の進行、巨額の費用負担をもたらし、市民にとって最悪の選択であることを明らかにしました。

この意見陳述の後、委員会での議論が行われ、複数の委員から「これまでの県の説明と全く違う話を聞いた。しっかりと検討し直す必要がある。」という意見が出されました。

人の市民が意見を述べました。事前に事務局が意見陳述応募者に送った代替案は、ダム推進を意図したものだったので、熊谷委員は、参考人の意見を基にしたダム不要の代替案を意見陳述応募者に送付しました。それが功を奏して、8人のうち、ダム推進側から選ばれた3人を除く5人がダム反対の意見を述べました。

県の主導でダム推進の方向に動いていた検討委員会は、参考人意見陳述と公聴会によって流れが根本から変わりつつあります。まだまだ予断を許しませんが、これから、県の主導に対して的確な対抗手段をとれば、ダム建設案を永久に葬り去ることができると思います。それにしても、財政危機にあえぐ宮城県の土木官僚が、巨額の費用を要するダム建設を未だに画策するとは、その裏側にどのような力が働いているのでしょうか。

(2) 渡良瀬第二貯水池問題

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会の粘り強い働きかけがあって、渡良瀬第二貯水池事業審議委員会は1996年12月に第二貯水池計画中断の中間答申を出し、委員会の活動も数年間中断することになりました。建設省は97年2月にこの答申を受けて、計画を中断することを発表しました。審議委員会が第二貯水池計画の中断をきめた理由は二つあります。一つは、水質問題です。既設の第一貯水池は藻類の異常増殖できわめて劣悪な水質になっていて、このまま第二貯水池をつくれば、同じような水質問題が生じ、下流に被害を与えることが確実に予想されることです。もう一つは、遊水池の自然の価値をおろそかにできず、その自然を壊す第二貯水池を安易に認めることはできないというものです。それにより、審議委員会を再開するまでに、建設省は、第一貯水池の水質改善の目処をつけるとともに、遊水池の自然を調査し直してその評価を行うという課題が課せられました。

その後、第一貯水池の水質改善として建設省が進めてきた対策の中心は、貯水池の北側にあるヨシ原に貯水池の水を送って、ヨシ原の力で

浄化するというものです。98年7月から第1期分のヨシ原浄化池（全体計画の1/4の面積約20ha）の運転が開始されましたが、その結果は惨憺たるものでした。貯水池の水質改善効果が全くないばかりか、汚れた水を流し続けた結果、ヨシ原の植物が致命的なダメージを受けてしまいました。そのことを住民協議会は科学的な調査で明らかにしました。

自然の評価については、建設省は、学識経験者と周辺市町首長で構成される懇談会（住民協議会の高松健比古氏も委員として参加）を設置し、その意見に基づいて、第二調節池（第二貯水池の建設予定地）の自然調査を丹念に行いました。この調査の結果は重要ですが、建設省はその結果を逆用しようとしています。すなわち、第二調節池は乾燥化の方向にあって、自然が単調化しつつあるから、湿地再生のため、水面の確保が必要であるとし、それを理由に第二貯水池の建設に進めようというのです。

利水面は水質の問題が解消できそうもないのに、最近の建設省は、治水対策を前面に出して、第二調節池を約1.5m掘削し、治水容量を確保する第二貯水池建設案を考えています。この掘削によって地下水位まで到達すれば、そこに水面が形成され、湿地が再生されるというのです。しかし、1.5mも掘削すれば、現在の素晴らしい自然が根底から破壊されてしまうことは明白です。

去る11月7日には、建設省は、懇談会メンバーによる公開シンポジウムを開き、問題をあいまいにしたまま、治水容量の確保と湿地の再生があたかも両立するかのような幻想を振りまこうとしましたが、住民協議会の反撃で建設省の思惑は崩れました。

来年度には、審議委員会が再開され、第二貯水池設計画の是非があらためて審議されることになっています。そこでも、建設省は湿地再生のためにも第二貯水池の建設というこじつけの案をごり押ししてくることが予想されます。

住民協議会は、自然を保全し、湿地を再生するための本当のプラン、「エコミュージアムプラン」を提案し、第二貯水池建設に固執する建設省との闘いを進めています。第二貯水池建設問題は最後の山場を迎えようとしています。

2. その他のダム事業の動向から

(1) 川辺川ダム

水源連総会を行ったあとも、建設省は本体着工へ向けた動きを強めていますが、「熊本県クマタカ調査グループ」（自然保护协会会员他13名）は、12月10日「川辺川ダム計画と大型猛禽類 熊本県川辺川クマタカ生息現況調査」一川辺川ダム開発計画が繁殖地に与える影響一を発表しました。また、この内容を報告するシンポジウムが12月14日行われました。その詳しい内容は、日本自然保护协会のホームページ (<http://www.nacsj.or.jp>) に掲載されています。重要な点は、ダム建設の材料のために消滅する原石山周辺が重要な採餌場になっていることが明らかになった事でしょう。クマタカなどの生態系の頂点にいる動物の保護は、その一帯の生態系総体の保護を意味する重要なもので、3年間にわたるこの調査結果に従い、建設省はダム計画を中断し、大きな署名運動が展開されて来た「環境アセスメント」の実施を実施し事業の見直しを行うべきです。

川辺川ではもう1点重要な動きがありました。この間具体的な内容を、明らかにしてこなかった「清水バイパス」の具体的な内容が12月18日建設省から発表されました。それによるとダムサイトから8キロ上流、五木村役場のある頭地地区の1キロ下流に提高20mの副ダムを建設し、そこからダムサイト下流に、濁りのない水を直径3mのトンネルで30トン/秒送水し下流の濁り対策にするというものです。

これは、漁協等をダムに同意させるためのペテンでしかありません。このような事でダムの濁水対策ができるはずもありませんし、五木村にとっても無意味なものであることは明らかです。これについて現地「清流球磨川・川辺川を未来に流域都市民の会」の緒方さんから次のようなコメントをいただきました。

~~~~~

### でたらめな川辺川副ダム案

建設省は、川辺川ダム湖の中に副ダムをつくり、そこから「清水バイパス」を引き、下流に流すと言い始めた。だが、その計画は以下の点で、ずさんとしか言いようがない。

まず、ダムへの堆砂の問題。ダム湖上流から、ダム湖に入ったあたりに、土砂の多くは堆積する。ダム湖の最も上流に、このような副ダムを造れば、短い間に土砂に埋まってしまうことが容易に想像でき

る。

次に、高さ20メートルのダムと言えば、結構な貯水容量になってしまふ。「たまり水は腐る」のである。水質日本一の川辺川の清流もためてしまえば、ただの腐り水になってしまふではないか。

さらに致命的なのが、川辺川ダム満水時に、副ダムは20m水没してしまうことだ。百歩譲って「清水バイパス」に建設省が言うような効果があると想定しても、副ダムが水没してしまえば、お話を知らない。ダム湖の水位が下がって、副ダムが現れたら、そのあたりは見るも無惨な「ヘドロの海」になっていることは、全国各地のダムを見れば一目瞭然ではないか。そこから下流にバイパスなどさせば、「清水バイパス」ではなくて「濁水バイパス」になってしまうではないか。

建設省は、ダムによる水質の悪化を懸念する漁協に対しては、「清水バイパスで、現状とほとんど変わらない水質の維持が出来る」と言い、ダム湖の水質汚濁を懸念する五木に対しては「清水バイパスを設置しても、ダム湖の濁りは極端にひどくなることはない」と言ってきた。全く矛盾した2つの「想定」のつじつまを合わせるために、「副ダム」を言い始めたと言っても、過言ではあるまい。

このような建設省の「机上の空論」に、だまされてはならない。だまされはしないと思うが。

熊本県人吉市 緒方紀郎

~~~~~

(2) 徳山ダム

徳山ダムをめぐっては共有地運動の土地に対する強制収用の動きが強まって来ています。11月17日、水資源開発公団は岐阜県収用委員会に採決申請を行いました。この収用委員会の快会長は、同時に起こしている公金支出差止め住民訴訟の被告岐阜県知事の代理人を務める人物で公正な審査が行われるわけはありません。

また、川辺川同様クマタカの生息に関しての動きがありました。野鳥の会会員等が公団の姿勢を批判して委嘱した4人中3人もが辞任するという異常な事態の中、公団は、自然保護協会に調査の検証と評価を依頼していました。自然保護協会は、12月9日この調査が全く杜撰で、工事を中断して根本的な再調査が必要と発表しました。しかし、公団はこれを無視して事業を進める構えです。これに対して、現地の「徳山ダム建設中止を求める会」は、12月11日集会を行ない、「公共事業チェックを進める議員の会」のメンバー4人の参加の中、別頁のような抗議声明を出しています。

3 河川整備基本方針の聞き取り

河川審議会（会長、古川昌彦経団連副会長）は12月1日、一級河川6水系の河川整備基本方針をまとめ、中山正暉建設相に答申しました。事務局は12月10日に建設省の担当者をたずね、資料の提供を受けると共に、聞き取りをおこないました。

今回河川整備基本方針が策定された水系は、沙流川（北海道…平取ダム）、留萌川（北海道…留萌ダム？）、最上川（山形県…長井ダム）、豊川（愛知県…設楽ダム）、由良川（京都府・兵庫県）、大野川（大分県…大野ダム）の6水系です。

今回提示された河川整備基本方針の特徴は、
1) いずれもダム建設（5水系）などの問題があり、川のあり方についての提示が急がれていた。

2) 基本高水流量や計画高水流量、河川維持流量を見直すデータがそろっていた。
3) 基本高水流量は実績洪水流量を用いた確率計算で算出し、実績洪水痕跡や従前の方法で求めた流量と照らし合わせ、その結果、ほぼ一致していて、変更の必要がないと判断された。

4) 河川維持流量についても流況実績、既設水利権、水環境、今後の地域開発の予測、などから算出し、これまでの値とほぼ一致していて、変更の必要ないと判断された。

など、条件がそろっていたことにあります。

つまり、計算手法を換えてみたが、これまでの数値を換える必要がない、と判断したところのみ、河川整備基本方針を定めたといえます。

基本高水流量について洪水流量実績を用いて検証をおこなったことは、私たちが指摘していた、降水量確率から求める場合には基本高水流量が異常に高くなることを建設省が認めたわけで、評価できます。（ただし、今回出された諸流量のクロスチェックは水源連事務局のこれからのお仕事になります。）

河川整備基本方針が流域住民の参画なしに決められていること、ダム等の具体的な名称は記されてはいないものの洪水調節流量や河川維持用水確保のための開発流量が決められていること、具体的なことは河川整備事業計画で決めるので住民参加はそこで保障されるとはいものの、住民の意見が基本方針にまでさかのぼるこ

とは事実上有り得ないこと、など、本質的問題は解消されていません。

また、私たちが問題にしている多くのダムに関連した水系の基本方針が策定されていない、ということは、基本高水流量などの従前の値が流量から求めた値と整合していないことなどを示していると考えられます。基本方針策定の実務は、各水系の最下流の工事事務所でおこなっていると考えられます。ダム計画があり、〇〇ダム工事事務所があるところは、その工事事務所との共同作業になっているようです。皆さんが関係されている水系の河川整備基本方針策定の進捗状況について当該工事事務所で調べていただき、水源連事務局まで知らせていただければ、多くの仲間が情報を共有できると思います。

4 建設大臣への申し入れと

建設省記者クラブでの説明会

12月10日、水源連事務局は、ダム等事業審議委員会答申を口実とした建設省の強権的な事業推進への抗議と事業の即時中止を求める文書を建設大臣宛に提出しました。

建設大臣に直接手渡すことが出来るよう、「公共事業チェックを実現する議員の会」の事務局長である佐藤謙一郎議員に努力をしてもらいましたが、会期中ということはあるとして

も、中山建設大臣は私たちの要請を直接受けることを拒みました。仕方なく、担当者（例の須見氏たち）に手渡すとともに、その扱いの結果を佐藤議員に報告するよう求めました。

同日午後3時から建設省記者クラブでリーフレットや作成資料を用いて、水源連の紹介と、各ダムに必要性がないこと、建設省が答申を口ことを拒みました。仕方なく、担当者（例の須見氏たち）に手渡すとともに、その扱いの結果を佐藤議員に報告するよう求めました。実際に強権的かつ悪辣な手法で事業を推進していることなど、最近のダム事業と建設省の対応について30分あまり説明をしました。記者諸氏からは的確な質問も出され、好意的に聞いていただけと思っています。

当日の行動について東京では新聞記事になっていないようですが、岐阜では小さな記事になっていました。皆さんの地域では如何でしょうか。

最近の建設省の対応はあまりに強権的なので、建設大臣にまとめて抗議を申し入れることを是非実現したいと考えています。また、これからも必要に応じて記者クラブでの説明をおこないたいと思います。皆さまからの的確な情報を事務局までお寄せ頂くことを期待しています。

建設大臣への申し入れ書と当日配布した資料を掲載します。

事務局より

リーフレットの活用についてのお願い

前回のニュースと同時に水源連の基本的な主張をわかりやすくした、リーフレットをお送りしました。各団体にはさらに別途送っておりまます。このリーフレットが、各団体や会員の皆さんのが活動の手段として活用していただければと思います。また、会員の拡大という面でも活用をよろしくお願ひいたします。

集会等でさらに必要な団体は事務局までご連絡下さい。

会費の納入について御礼とお願い

前回のニュースで2000年度会費のお願いをいたしましたところ、多くの会員の皆さんから会費の納入をいただきました。ありがとうございました。

今回のニュースに領収書を同封しておりますのでご確認下さい。もし不手際で入金いただいたにも関わらず領収書が入っていなかった、あるいは間違いがあった等の場合には事務局までご一報下さい。

また、都合で入金が遅れている方もできるだけ早めに入金をいただきますようにお願いいたします。

1999年12月10日

建設大臣

中山正暉 殿

水源開発問題全国連絡会

代表 矢山有作

全国の大規模ダム事業に対する緊急提言

建設省は、自らが設置した当該ダム等事業審議委員会からの答申を口実にして、川辺川ダム、第十堰、苦田ダム、徳山ダム、足羽川ダムの建設事業を強権的に進めています。

しかし、当該ダム等事業審議委員会はそれらの事業の必要性について科学的な調査・検討をせずに、また、地域住民からの反論に真摯に耳を傾けることなく、各々の答申を出した経過があります。

私たちはこれまでにこれらの事業について治水・利水両面から科学的に調査し、必要性がまったくないことを、明らかにしてきました。

これらの事業の強行は、地域の自然を破壊すると同時に地域社会を混乱に陥れ、無駄な投資による財政赤字の肥大を招き、且つその故なき負担を国民と地域住民に強いるものでしかありません。

私たちは、このような事態は決して許されるものではないと考え、以下の事項を緊急提言いたします。

1. 川辺川ダム建設事業では、利水面の受益予定者とされる農民の過半数が受益辞退の訴訟を起こし、利水の目的は完全に否定されています。治水面でもダムに依存する以外の方法が遙かに優れていることが具体的に提起されています。また、球磨川漁協はダム建設に同意を与えていません。このような状況であるにもかかわらず、建設省は年度内本体着工を豪語して球磨川漁協の孤立化を図るなど、地域社会に混乱を引き起こしています。

建設省は本事業計画の破綻を認め、ただちに事業を中止すると共に、五木村の立村基盤整備と五木村住民の生活基盤整備、五木村民に強いてきたこれまでの精神的・物理的苦痛に対する補償を五木村および五木村民との合意の下でおこなうことを要求します。

2. 第十堰改築事業では多くの住民がその必要性に疑問を呈し、住民投票条例が徳島市議会で制定されています。その状況に焦燥感を持った建設大臣は住民投票制度を否定する発言をおこない、建設省等は道理をわきまえない事業推進の多数派工作と事業反対派への妨害工作をおこなっています。建設省は公正な住民投票をまち、その結果を尊重することを求めます。

3. 苦田ダム建設事業は水没予定地の居住者や地権者の存在を無視し、一切の話し合いもないまま、本体工事を進めています。これは、ダム完成という既成事実を造り、反対派住民や地権者の意思をくじくとともに、苦田ダム容認の世論創出をもくろむ巧妙な手法であります。苦田ダム計画には治水上も利水上も科学的必要性がないことはこれまでの議論の中で明らかになっています。これに加

え、苦田ダムから受水を予定している市町では最近、水需要が減退しています。このように、苦田ダムは利水上必要がないことが事実をもって証明されています。

苦田ダム審議委員会は実質審議を何らおこなっていないこと、奥津町あげての反対運動が岡山県からの執拗な行政圧迫で同意を余儀なくされたこと、などを考慮し、建設省は同事業を白紙撤回することを求めます。

4. 徳山ダム建設事業は水没予定地地権者に対し強制収用手続きをかけ、その状態で本体工事が進行しています。また、同事業に関わる利水面での需要予測は下方修正が相次ぎ、事実上、その目的には実体がありません。事業者自らがこのダムの第1目的に治水をあげるなど、水資源開発促進法に基づく＜水資源開発公団を事業者とする＞事業とはいえない。治水面での効果についても科学的根拠がないことは明らかです。

建設省はこれらの事実を事実として捉え、自らが出した事業認定を取り消すと同時に、とりあえず、この事業主体がもはや水資源開発公団ではありえないことを認めることを求めます。

「大型猛禽類の保護について」

『大型猛禽類の保護については、専門家の助言に基づき十分配慮する』と起業者自らが言いながら、『専門家の機関』が機能停止状態であり、かつ、起業者からの依頼を受けた自然保護協会が専門家として調査結果分析している最中に、起業者自らが『節目となる工事』と称して揖斐川の仮締め切り工事を強行する、という言行不一致をおこなっています。騒ぎになる前に既成事実を作ろうという悪辣な行為であり、建設省は事業者にこのような行為に対する猛省を促すべきです。

5. 足羽川ダム建設事業では審議委員会答申で「現計画は犠牲が多く不適切」との指摘をされながら、何らの根拠もないまま答申に記されている「足羽川にダムは必要」という一文を基に、現案との比較対照ということで机上の空論というべき代替案を提示しています。その狙いが「代替案も検討したが現案しかありえない」という結論付けにあることは疑う余地がありません。このような策動は水没予定地住民を苦しみ続けさせるだけであり、人道的にも許せるものではありません。

建設省は足羽川ダム事業計画には必要性がないことを認め、直ちに、同計画を白紙撤回することを求めます。

川辺川ダム事業、吉野川可動堰建設事業（第十堰改築事業） 苦田ダム事業、徳山ダム事業、足羽川ダム事業の問題点と現状

1999年12月10日
水源開発問題全国連絡会

川辺川ダム（熊本県）

事業主体 九州地方建設局

川辺川ダム計画

目的 利水、治水、発電、等
規模 総貯水容量 1億3300万t
事業費 2650億円

ダム審議委員会の答申

1996年8月10日

「ダム推進」

ダム等審議委員会では建設が妥当との結論を出したが、全くの誤認識であって、建設省が作り上げた、でっち上げとしか判断できない。

その理由として、治水に関しては、建設省が想定している80年に一回の雨量が、平成7年すでに観測されているにも係わらず、全く洪水被害がなかったことが、想定基本高水流量の過大さを物語っている。発電は、現状稼働していて、川辺川ダムが完成の暁には水没する、現存中小ダムの合計発電量より、下回ってしまう。

利水に至っては、利水計画の受益者である過半数を超える農民から、計画変更の際の同意取り消しを求めて裁判まで起こされている。本答申はこの裁判が提訴されてから出されたものであり、審議委員会が司法を公然と無視したものである。

球磨川漁協孤立化の策動

建設省は今年度中に本体着工を決行すべく、球磨川漁協からの同意取り付けに奔走している。ダム事業に同意を与えていない球磨川漁協を地域内で孤立させるべく策動を張り巡らしている。

環境アセスメントをおこなっていない。

ダム予定地周辺のみならず、川辺川・球磨川流域はアユに代表される水産資源の宝庫であり、昆蟲類の固有種や猛禽類が棲息する自然の宝庫でもある。

ダム工事およびダムになることにより、これらの自然が回復不可能な被害を受けることが指摘されている。

吉野川可動堰建設事業（第十堰改築事業）（徳島県）

事業主体 四国地方建設局

審議委員会答申 1998年7月13日

「利水目的をはずし、事業推進」

現時点での動き（特徴）

建設省の可動堰建設事業に多くの疑問を持った徳島市民が、有権者の半分もの住民投票条例の直接請求署名を行ったのは記憶に新しい。これに対して建設大臣は、「きわめて専門的な問題に住民投票はなじまない」「住民投票の結果がどうあれ事業推進の考えに変わりはない」と民意を大きく無視した発言をしている。市民が指摘する問題点は市民をバックアップする様々な専門家による技術的裏付けに基づいたものである。

来年1月23日に日本で初めての河川行政に対する住民投票が実施されようとしている。この住民投票がどうなるか。結果を建設省がどのように受け止めるかを全国の市民が見ていることを忘れてはならない。

事業の問題点の整理表

建設省の事業目的	市民が指摘する問題点
せき上げによる洪水を防ぐ。 150年に一回の洪水において、河床から4m突き出た第十堰が原因で洪水被害が発生する。 また第十堰が原因で、堰の上流と下流の間で治水の不公平を生み出している。	建設省のせき上げ計算に大きな誤りがあり、可動堰にしても水位低下はわずか50cm。洪水時の水深は約10mであり、治水効果はわずかなものしかない。(1,000億円の事業費と毎年7億円の維持費をかける効果がない。緊縮財政の元、本当に必要な社会資本整備を行うべき)
老朽化 第十堰は老朽化が著しく、利水機能の維持が不安定な状況にある。	過去250年間、堰が壊れて利水機能に支障が生じたことはない。砂利採取がなくなり川底が安定した最近20年の補修費が0ということが、第十堰の安定性を裏付けている。

苦田（とまた）ダム（岡山県）

事業主体 中国地方建設局

苦田ダム計画

目的 洪水調節と水道用水の開発等

規模 総貯水容量 8410万t 集水面積 217平方km

事業費 1940億円

ダムの必要性 治水も利水もきわめて過大な計画によるもので、ダムは全く不要。

ダム審議委員会の答申 1996年6月

「住民が苦渋の選択をした。必要性について論議する必要なし」「ダム推進」

強硬なダム推進者である長野士郎岡山県知事（当時）の主導で進められたため、わずか数回の委員会だけで、審議らしい審議もしないまま、ダム推進の答申を出した。

ダム水没予定地「奥津町」への行政圧迫

奥津町は長年、ダム反対の姿勢を堅持してきたが、長野知事は、奥津町に対して補助金カットなどの行政圧迫を加え、その結果、町政が成り立たず、ダム容認となった。

ダム本体工事の強行 1999年6月

ダム予定地には、少数とはいえ、居住する住民が存在し、且つ、土地所有権を有する者が1200名近くもいるにかかわらず、建設省はダム本体工事を強行した。

法治国家としてあるまじき建設省の工事強行

ダム水没予定地の居住者および土地所有者に対し、権利の譲渡を求め、法律に基づく手続きをとることなく、建設省は、水没という最終段階をもたらすダム本体工事を強行した。地権者の権利をないがしろにする、法治国家としてあるまじき行為である。

徳山ダム事業（岐阜県） 事業主体 水資源開発公団・電源開発株式会社

事業概要

予定地	岐阜県藤橋村（旧徳山村）木曽川水系揖斐川上流部
規模	総貯水量 6 億 6000 万トン
目的	水道用水 10.5 トン/秒、工業用水 4.5 トン/秒、発電 洪水調節の多目的ダム
総事業費	2540 億円（1985 年度段階）
審議委員会答申	1997年2月7日

「事業推進」

計画の問題点

- フルプランの過大な水需要予測に基づく不要な計画。

1976 年完成の岩屋ダムの日量 40 万トンの工業用水も使用されていないこと、に加え長良川河口堰の水もあまっており、岐阜県、愛知県、三重県いづれも新規の水源開発は必要性ない。名古屋市も 11 月に水需要計画を大幅に下方修正、事実上徳山ダムの利用予定が 2013 年以降も無いことを明らかにした。

- このような無駄なダム計画のために旧徳山村は廃村となり藤橋村に吸収され、住民は全て移転させられた。
- イヌワシ・クマタカの営巣が確認されておりその保護対策が求められている。

この間の動き

- 97 年 2 月 7 日徳山ダム審議委員会「事業推進」の答申。
- 公団らは 98 年 6 月 10 日、71 年の確認書（「みだりに強制収容はしない」）に反して土地収用法に基づく事業認定の申請を行い、118 人の共有地に対し、強制収容の動き開始。
- 98 年 12 月 24 日、建設省は、事業認定決定。
- 99 年 3 月 1 日、原告 43 名が、岐阜県知事を被告に、徳山ダム工業用水の違法支出に関する住民訴訟を起こす。
- 99 年 3 月 16 日、事業認定取り消し訴訟提起 原告 57 名
- 99 年 11 月 17 日、公団は、土地収用の採決申請を岐阜県収用委員会へ提出。
- 99 年 11 月 24 日、公団は、抗議の中仮排水トンネルへの転流工事強行。

この間の動きの問題点

- 収用委員会の動きに関して

- 事業認定取り消し訴訟が係争中であるにもかかわらず、収用委員会にかけることは言語道断である。
- 岐阜県収用委員会の会長は、徳山ダムに関する違法支出住民訴訟の被告である、岐阜県知事の裁判上の代理人であり、公正な委員構成になっておらず、メンバーの公正な選出の後、審理を行うべきだ。
- 公団は共有地地権者に対し満足な説明も行っておらず、作成された「土地調書」も公団と土地の形が異なり、公団にある隣地も行方不明であることなど、現在の裁決申請そのものに大きな問題が存在する。
- クマタカ等生態系について

イヌワシ・クマタカの営巣が確認されており、公団も「徳山ダムワシタカ類研究会」を設置して来たが、その中4人委員のうち3人が、公団の猛禽類保護の姿勢を批判して8月に辞任。辞任した委員の主張のように、「工事を数年間中断して保護対策を検討すべきだ」との立場を最大限尊重すべきだ。自ら委任した研究会員の多数意見に反する現在の工事続行は、許されない。

足羽川（あすわがわ）ダム（福井県） 事業主体 近畿地方建設局

足羽川ダム計画 目的 洪水調節と水道用水の開発等

規模 総貯水容量 7180万t 集水面積 240平方km

事業費 1400億円

ダムの必要性 治水も利水もきわめて過大な計画によるもので、ダムは全く不要。

ダム審議委員会の答申 1997年9月

「足羽川にダムは必要。しかし、現計画は不適当、水没所帯を極力少なくすべき」

ダム審には美山町長など、ダム反対の委員が入っていたので、ダム容認とダム否定の意見が拮抗した。

その妥協案として上記の答申になった。

この答申を受けて、建設省はダム代替案の検討を行うことになった。

建設省のダム代替案 1999年11月発表 部子川（へこがわ）ダム（治水のみ）

足羽川支流の部子川に総貯水容量7200万tのダムをつくり、本流・支流の洪水をトンネルで導いて貯留する。

集水面積 105平方km 事業費 2200億円

しかし、本流・支流の洪水をトンネルで導く計画は非現実的で、且つ、流域面積が小さく、建設省が言う治水目的を達成するのは困難である。

この代替案は、足羽川ダム計画を再浮上させるための当て馬として建設省がつくった机上のプランである。

建設省は長期戦で、ダム反対側を切り崩し、足羽川ダム計画の実現を図ろうとしている。

集会宣言

徳山ダムは水資源開発公団が建設する水資源開発ダムです。この地域に新しい水資源開発は必要ありません。国民一人当たり400万円から500万円に達する赤字国債の重圧の中で、無駄な「公共」事業を重ねていくことは直ちに止めるべきです。

事業者は、徳山ダムがまるで洪水調節を主目的とするかのように宣伝します。しかし川の最上流部の巨大ダムでは洪水の危険はなくせません。今の揖斐川治水計画は、住民の安全を無視した欠陥計画です。ダムに依らない治水を住民とともに考えていくべき時です。

徳山ダムができると、住民はおいしくて安全な飲み水を取り上げられ、要らない水の開発費を背負わされていきます。梶原岐阜県知事は、地下水を暮らしと文化の中心としてきた西濃で地下水を使用禁止とすることで、徳山ダムの水の需要を無理に作り出そうとしています。こうした重大な事実が住民に明らかにされていません。

公団は、11月17日に私たちの共有トラスト地の強制収用を収用委に申請し、11月24日には川の首を締める転流工事を行いました。そして今週、「徳山ダム ワシタカ類調査に関する資料」において、専門家が「一度全ての計画及びそのスケジュールを見直し」するべきだと指摘していることが明らかにされました。それは私たちがこれまで繰り返し述べてきたことでもあります。しかしこれは、私たちの申し入れを一顧だにせずに大規模な自然改変を先行させてきました。

さらに、昨日の記者会見で、公団は、自ら助言を依頼した日本自然保護協会の提言に耳を貸さず、あくまでも工事を強行すると居直っています。2億4000万円をかけた大型猛禽類調査は、公団にとっては世論をごまかすための芝居にすぎなかったのです。自然を踏みにじり、市民を愚弄するこうした暴挙を、私たちは許しません。

私たちは声を大にして要求します。

公団は 専門家の指摘を受け入れて、直ちに工事を止めよ。

全面的な環境アセスメントを実施せよ。

本流の土砂を撤去し、仮排水路を塞いで、川の水を元に戻せ。

強制収用手続きを中止し、裁決申請を取り下げよ。

ダムは大量生産・大量消費・大量廃棄を「錦の御旗」とした過去の名残りです。ふるさとを捨てることを余儀なくされた徳山村の人々に象徴される、この「錦の御旗」の下で犠牲になった多くの人々の痛みに思いを馳せます。そして財政破綻と環境破壊の危機にさらされる未来の世代に思いを馳せます。だから、徳山ダム建設を住民の手で中止させることは、今を生きる私たちの責任です。

本日ここに集った私たちは、全国の同じ希望を抱く多くの人々とともに、豊かな環境を守ることができる新しい社会を作り出していくことを目指して、さらに前進することを宣言します。

1999年12月11日

徳山ダム強制収用NO！ 12.11市民集会 参加者一同

声 明

昨日11月17日、水資源開発公団は、私たちの共有トラスト地を強制収用するため、岐阜県収用委員会に裁決申請を行った。

公団は、私たちの度重なる要求にも関わらず、ほとんどの地権者に対して一言の事業の説明すらもしないまま強制収用の手続きに入り、とうとう裁決申請に至った。「誠意を尽くした」という公団の言い分を許容することはできない。

収用委員会とは、事業認定を前提として開かれるものである。徳山ダムについても、現在、事業認定の違法性を裁判所で争っている。水資源開発公団も、わざわざ被告建設大臣側に立ってこの裁判に参加してきている。裁判所の判断の前に公団が裁決申請を行うことは、裁判所の軽視であり、容認できない。

公団・岐阜県は、収用委員会が公平中立に収用の当否を審議する機関であるかのように言う。しかし土地収用法の文言からしても、岐阜県収用委員会長の発言からしても、収用委員会とは収用を前提として細目を検討する機関にすぎない。

岐阜県収用委の会長・端元博保氏は、徳山ダム裁判（住民訴訟）の被告代理人（被告：梶原拓（私人））を務めており、梶原拓氏は繰り返し「徳山ダム建設予定地の収用を急ぐべきだ」と発言している。こうした収用委員会が公平中立な判断を示すはずがない。

10月に私たちに署名押印を求めてきた土地調書は、隣地や土地の形が公図と全くちがうにもかかわらず、面積だけは公図通りである。このことは、「当時の地権者の立会をもって境界を定め、その境界に基づいて実測した」という公団の説明が虚偽であり、公団は事業者として行うべきことを行っていないことを表している。こうした事業者側の杜撰さや虚偽を、今の岐阜県収用委員会はチェックすることができるのである。11月15日に出されたE氏の土地への裁決でも、県収用委が「まず収用裁決ありき」であり、事業者の言い分を丸ごと鵜呑みにする機関でしかないことを証明した。明らかに不公平なメンバーで構成される収用委員会は、開かれるべきではない。

今月末までには、日本自然保護協会の大型猛禽類調査の分析も済み、公団との共同発表が行われる。公団はこれを受けての保護策を策定する義務を負っている。しかし、クマタカが生息するその場所で、公団は工事を大々的に進め、間もなく川を絞め殺す荒縫め切りを行うという。なりふり構わぬ工事強行の一環としての今回の裁決申請である。

最近、名古屋市が水需要予測を下方修正したことが報じられた。水資源開発公団が建設する利水ダム・徳山ダムが目的を失っていることは、ますます鮮明になっている。徳山ダムは要らないという声が一層大きくなる前に、何が何でも引き返せないところまで工事を進めてしまおうという意図が見える。

徳山ダムは、将来の世代に巨額の経済的負担を負わせ、貴重な自然を不可逆的に破壊する事業である。こうした事業を強権的な手段を用いてまで進めていくという時代錯誤なあり方を転換するために、私たちはさらに前進する決意を固めている。

全国の心ある市民に、ご理解とご支援を訴える。

1999年11月18日

徳山ダム建設中止を求める会（代表・上田武夫） 運営委一同
徳山ダム・共有トラスト地権者一同

岐阜県の変な収用委員会に対して、変な知事に申し入れをします。

岐阜県知事
梶原拓様

申 入 書

1999年11月18日

（28名連名）

私たちは、旧徳山村大字徳山字村平616-2に共有持ち分を所有する地権者であり、同時に、岐阜県の徳山ダム工業用水道水源費負担金の違法な支払いの差止めと賠償を請求する住民訴訟の原告でもあります。

昨日、水資源開発公団は、岐阜県収用委員会に対して、私たちの土地の収用の裁決を求める申請を出しました。

岐阜県収用委の会長・端元博保氏は、上記訴訟の被告である貴職の代理人（被告：梶原拓（私人））を務めています。そして貴職は裁判において繰り返し「徳山ダム建設予定地の強制収用を急ぐべきだ」と発言しています。これでは「まず収用裁決ありき」であって、何ら公平中立な判断を示すはずがないと、私たちは考えます。

また、私たちは当該裁判と並行して進められている事業認定取消訴訟の原告でもあります。事業認定を違法なものと認識している以上、事業認定を前提として開かれる収用委は認めがたいものがあります。

まして裁判の度に被告側に座る端元氏を目にしている私たちにとっては、その端元氏を会長とする収用委員会というのはまるで被告を裁判官とする裁判のようなもので、感覚的にも到底納得できるものではありません。

収用委員会の構成員は独立性・中立性を要求されているはずです。徳山ダム裁判に限らず、数多くの貴職を被告とする行政訴訟や住民訴訟で（私人としての）貴職の代理人を務める端元氏を収用委員会の委員に選任することは、いかにも当を失っています。県の行政委員会とは、知事の代理をするものであると断じられても仕方がない人選です。行政委員会という機関・制度そのものへの不信を増幅させることにしかなりません。

少なくとも端元氏については収用委員職を解き、収用委員会の委員を新たに人選をしなおすことを求めます。

徳山ダム ワシタ力調査

●厳しい言葉

七

徳山ダム ワシタ力調査

国内では、熊本県の川辺川ダムなどでもワントカダ類への対策が問題になっており、協会は、同ダムに関してても影響を指摘して検討を求める考えだ。公団は、十一月に揖斐川

の本流を二回させた工事
詰み切り、来春、本体工
事着手する構えだ。一環
の配管をチャック一つ
で拘りてきた以上、
どの判断が問われる。
(岐阜支局・近藤英理)

指摘した。「この調査は絶滅させないためのもの。なのに、クマタカの繁殖時のデータが皆無。断片しか載っていない」「私たちには二つがいを

事業主体の調査に限界

言葉建設に關係するか分からぬくらいだ。しているが、實際は何羽い期までに結果を出す必要が

卷之三

「環境と調和したダム造り」を掲げ、水資源開発公団が自慢を持ってまとめた調査結果が、公団自ら評価を依頼した日本自然保護協会に否定された。専門家の辞職もあり、やつと公団はこぎつけた徳山ダムのワシタカ類調査。一億四千万円をかけ、三百六十九点に及んだ報告書を、協会幹部は「データ不足をベージで補っても意味がない」としんづな言葉で断じた。軽井沢の「アヒルの卵」事件も、この調査の問題点を示すものだった。

保護協会 指摘、公団に痛手

厚い
幸長
高
タ
薄い

摘要

解説　日本自然保護協会の指摘は、結局のところ、事業主体となる組織が事業を進めながら調査することの難易を見つけたといえる。全国で進む公害事業の環境影響評価（アセスメント）にも同様の問題があつたが、これ

所で保つ。調査

「四ヶ年は見るが、こち
は二年四ヶ月だ」。歛し
賣業が続き、横にいた公
関係者は、終始、うつむ
加減で聞いていた。

卷之三

論した。だが、今後の対応を問われると「早急に分析して、できるだけ早く決めたい」と繰り返すだけ。協会の指摘が大きな衝撃だったことなどがわせた。ダム計画を見直すかどうかいため、環境アセスを義務づけられていよい。公団は独自に資金を投入し、環境アセスに匹敵する調査と位置づけ、環境に配慮したダムであることを印象づけようとしてきた。

摘要を受けた点は解析の手法の問題で、根柢から覆されたり思ひでない。少くとも、環境をめぐる議論は平行線をたどってい

解説　日本自然保護協会の指摘は、結局のところ、事業主体となる組織が事業を進めながら調査することの難易を見つけたといえる。全国で進む公害事業の環境影響評価（アセスメント）にも同様の問題があつたが、これ

徳超党派議員団
ダム視察

建設中止されない

自然保護協会「許されない」

超党派の国会議員で、
現する議員の会（会長・
武村正義衆院議員）が11日、
岐阜県腰掛村の徳山ダム予
定地を視察した。メンバー
は現察後、大垣市内で開か
れた市民グループ「徳山ダ
ム建設中止を求める会」（上
田武夫代表）の発会に出席

し、「日本自然保護協会の
公共事業チェックを実
現する議員の会」（会長・
武村正義衆院議員）が11日、
岐阜県腰掛村の徳山ダム予
定地を視察した。メンバー
は現察後、大垣市内で開か
れた市民グループ「徳山ダ
ム建設中止を求める会」（上
田武夫代表）の発会に出席

（第3種郵便物認可）

12/12

「あれほど専門家の意見
を聞くと苦ついたのに、
なぜ工事をストップして
いる。【井上 翁】

は10日、予定通り今年度中
に本体工事に着手すると表
明している。【井上 翁】

徳山ダム建設
反対姿勢示す
超党派国会議員
が予定地視察

小菅源開発会社が建設中
の徳山ダムのワシタカ類保
護問題で、超党派の国会議
員グループ「公共事業チ
ェックを実現する議員の会」
(武村正義会長)のメンバー
14人が11日、ダム建設
予定地周辺を視察した後、
大垣市至本町の市スイティ
センターで開かれた同ダ
ムの強制収用に反対する市
民集会に出席、工事が進め
られるダム建設に反対して
いく姿勢を示した。

視察したのは同会代表幹
事竹村泰子(民主)、事務



局長佐藤謙一郎(同)、八
田ひろ子(共進)、原由
起子(同)の四議員、四議
員はこの日、建設現場を水
資源開発八崩戸の案内で
視察した。

市長は大垣市、不
破郡垂井町、安八郡神戸町
などから約四十人参加。
現地を初めて訪れたという
竹村代表幹事が「ダムのあ
まりの高さ、大きさと自然
の美しさに驚いた」と感想を

葉も出なかっ

た。こんな所

に余計なダム

を造るのはま

た。こんな所

で、こんな所

徳山ダム 摂斐川転流を実施 怒声の中 本体着工整う



● わずか30分
ダム建設予定地付近に
は、公団や工事関係者、反
対派、旧村民ら約八十人が
詰めかけた。

午後3時、両岸からかた
すをのんで見守るなか、笛
による合図とともに、二機の
ショベルカーが動き出し、

土砂を運んできては、川を
埋めた。土砂が川に落とさ
れると、茶色く濁った水が
下流へ流れ、反対派から叫

すでに幅5㍍にまで狭めら
れていた摂斐川のせき止め
作業を取りかかった。

十トンダンプカーやブルド
ーザーが行き交い、次々と

条件を考へて」と淡々と話
した。工事はわずか三十分
で終了。公団関係者らは

「う回、既存の生物死ぬ」

び声が上がった。

農収用委による強制収用
の裁決は十二日付だった。

公団徳山ダム建設所の山口
温朗所長は工事を急ぐ理由

を「気象条件や今後の工事

条件を考へて」と淡々と話
した。工事はわずか三十分
で終了。公団関係者らは

「じ番方様でした」と互い

に声を掛け合った。

摂斐川流域住民の生命と
生活を守る市町村連合会長

の小倉満・大垣市長は「常

に洪水の危険にさらされて

いる流域住民とり、徳山
ダムの早期完成は悲願。一

日も早く完成することを期
待する」と歓迎し、梶原拓

岐阜県知事も「転流は大き
な一步で喜ばしい」と、東
京からコメントを寄せた。

● 「遅れ自体問題だ」

約二十㍍ある川幅は、四
分の三が既にせき止められ
ていた。仮排水トンネルの
入り口に立ててあった矢板
も切られ、水はワンクリー

トのう回用トンネルにも自
然と流れ込んでいた。

「なんだ。もう水が流れ
てるじゃないか」。工事開

始前に現地に到着した反対
派の人々は、公団への不信感
を口にした。

「既成事実だけをどんど
ん作っていこうとする」。

小雨が降るなか、左岸に立
つた「徳山ダム建設中止を
求める会」代表の上田武夫

さん(56)の目が陥しくなっ
た。隣にいた村瀬惣一さん

(57)は「こんな無駄な施設
の建設を止められないで、
日本はどうなっているんだ
ろう」とつぶやいた。

工事が始まるとな、抗議は
最高潮に達した。同会の三
浦真智さん(50)は「川を縮

め切ることは人間を殺すこと
と同じです」と、声がか
れるまで掘削機で訴えた。

市民グループに應じず、
個人的にダム建設に疑問を

感じて初めて訪れた池田町

萩原の農業、安藤広次さん

(65)は「これまで工事が遅
れてきたといふこと自体、
間違があるといふことでは
ないのか」と厳しい表情で
話した。摂斐川水系ダム対

未賃收地の強制収用を認める岐阜県収用委員会の裁決から、「週間弱、同県勝幡村で徳山ダムの建設を急

ぐ水資源開発公団は二十四日、反対派の怒声のなか、ついに摂斐川を完全にせき止める作業に入り、転流を

終えた。来春の本体工事の準備はほぼ整った。下流の漁業者は生物への影響を指摘し始めている。環境面、
そして水需要の面などで数々の疑問を抱えながら、最後の一線を踏み越えた。

(一面参照)

トのう回用トンネルにも自
然と流れ込んでいた。

「なんだ。もう水が流れ
てるじゃないか」。工事開

始前に現地に到着した反対
派の人々は、公団への不信感
を口にした。

「既成事実だけをどんど
ん作っていこうとする」。

小雨が降るなか、左岸に立
つた「徳山ダム建設中止を
求める会」代表の上田武夫

さん(56)の目が陥しくなっ
た。隣にいた村瀬惣一さん

(57)は「こんな無駄な施設
の建設を止められないで、
日本はどうなっているんだ
ろう」とつぶやいた。

工事が始まるとな、抗議は
最高潮に達した。同会の三
浦真智さん(50)は「川を縮

め切ることは人間を殺すこと
と同じです」と、声がか
れるまで掘削機で訴えた。

市民グループに應じず、
個人的にダム建設に疑問を

感じて初めて訪れた池田町

萩原の農業、安藤広次さん

(65)は「これまで工事が遅
れてきたといふこと自体、
間違があるといふことでは
ないのか」と厳しい表情で
話した。摂斐川水系ダム対

策協議会会長の小川昭夫、
西濃水産漁協組合長は川へ
の影響を心配する。「流れ
をう回させると、既存の川
の生物が死ぬ。そんな当た
り前のことを考えないの
か。相談してほしかった」。

二十八日には、専門家を招
いた勉強会を開く。

「既成事実だけをどんど
ん作っていこうとする」。
● 冷やかな声

反対派の市民団体以外に
も、旧徳山村(現勝幡村)
の村民が見学に来た。

四月から勝幡村で飲食店
を経営する増田宗平さん
(28)は、徳山ダム工事の移
り変わりや自然を題材に写
真を撮り続いている。「早
く完成させ、村の活性化に
つなげほしい。反対者が
いるが、みんなよその人
だ。これまでに大金も使っ
ているし、下流域のために
離村した旧村民の思いも考
えるべきだ」と話した。

現在は本巣町に住む男性
(50)は「下流の横山ダムは
老朽化しとるし、このダム
をつくらにや洪水の時に大
変なことになる。こんなに
遅れてしまつて……」と気
勢を上げる反対派に冷やや
かな目を向けた。

42年目の転流

自然と人

◆上◆

国内最大級の総貯水率となる藤橋村の徳山ダムの建設予定地で二十四日、揖斐川の転流工事が行われた。建設目的の治水や利水の面で課題が残る中、ダム周辺に生息するワシタカ類の保護策については、完全に躊躇振りにされたままでは生態系が守られるのが不透明だ。ワシタカ類の保護の行方と、旧徳山村民が直面する問題について、上下二回にわたりてリポートする。

「疎外がキロチノなれば、白区がない」「空き部屋が生息できる環境が、いま揖斐川は絞首刑だ」ないアパートと考えれば、だに残されている。ダムにダム建設に反対する「徳い」と、日本野鳥の会堅支山ダム建設中止を求める部のメンバーは語る。ダムサイト予定地からあ伐採される。周辺の環境は、揖斐川をせき止める徳山ダム建設をこう表現する。生態系を守る点で批判を受けた諫早湾干拓問題と重ね合わせながら、ダム建設で周辺の生態系は死んでしまった。

置き去りの保護策

今後、大きく変わっていく。

ワシタカ類の保護策

可能性があるというの

もあり遠くない地点に設置さ

れた監視カメラ。公団が数

年前、ワシタカ類の監視の

ために据え付けたもの。現

在は稼働していないとい

うことが生じしていること

が判明した。チリトリーに空く。徳山にはワシタカ類が

生息系にレオモカ

ワシタカ類 生息系にレオモカ

評価待たず着手



旧徳山村最大の繁華街、本郷共有地。周辺の森林の伐採が始まっている=藤橋村徳山で

工事の中止をめぐり、今年八月に委員四人のうち三人が辞任した徳山ダムワシタカ類研究会の後任の委員のめども立っていない。

同公団中部支社は「地域の声に耳を傾け、情報公開に努める」としているが、部長は「不十分な点もある」として、公団は、ダムを検討している。公団のワシタカ類調査方法について、公団との立場の違い述べ、公団との立場の違いを強調する。

一方、生態調査の評価については、日本自然保護協会が、公団の生態調査の評価を行っており、十

二月初旬にも公表される見込みだ。しかし公団は、ダム反対派や自然保護団体などがマニュアルがない状態なので、立場によって評価は分かれるだろう」としながら、「日本国内では、複合リゾート構造を一部どのような開発行為に中止に追い込んだ『実績』を持つ。協会は「自由裁量による、点検評価をする」と発表しているが、徳山ダムと協会は、複数の国内のワシタカ類専門家を交えて、資料を検討している。公団のワシタカ類調査方法について、同協会の横山隆務を強調する。

同協会は一九九四(平成六)年十月、秋田県田沢湖にて、同協会の横山隆務が見られる時期になつた。山のワシタカ類も求めて行動が見られる時間になつた。多くの課題を積み残したままの見切り発車となつた。

来年の當集に向けて、徳山のワシタカ類も求めて行動が見られる時間になつた。多くの課題を積み残したままの見切り発車となつた。

的に行い、JR東日本が計(岐阜県版)。

●徳山ダム● 42年貯の転流 自然と人

100

増設川の流れをつ回させているが、本郷町の文殊園近くに二カ所の候構地を提
る「転流」工事が行われた地では、その動きに伴り示。住民の希望した「文殊園地のみの宅地面積(四百
一千四百戸後、日高山村)がない。

生まれ育つた井野勝曰さん（じの かつひさん）は、この「お文殊団地への九十五平方㍍」は確保を企む=北方町議（くわいほうまちぎ）は、建設移植者は、地盤沈下に悩んれたが、道路や緑地などふくしまの市民グループが少しでもおり、水資源開発奈良と少なく、住民側は「現在のコアレコールを上げる再移転の交渉が難しくて、生境環境水準を維持してほしい中、かつて揖斐川で魚を追からだ。交渉を続けてる」とし、「今こそ区画導入がアツだ子どものころの記憶をある男性（だる）は「タムリ姫ランの春実を失めた。二十六年ぶりながら、静かに工事力ひとつ移転を決意した所のもう一軒につけては、を見守つた。

「タマ銀蔵の船を押上へこむつて押せねばやう。 まつだが、残り二舟所は
がつてから四十二年、 銀團だが、 地盤沈下は公因則 十月末に公因より「たゞこの
移転をせしめくろこす事勞の、 調査不足が原因で起きたれなし」と轉來上の最終回
もある。」¹⁰ これが本工事だ。そして「スル船の運びが進むるが如き」¹¹

文森団地の地盤は、軟弱で、今月四日夜、再移転のためじかたつてない一次所が解まつた三ヶ月後の一九八九年四月廿一日にわざわざこのカループの役場が集まつた。今後の改修は、今後の改修は、

離村者の思い

離村者の思い

文殊田地盤下山道12号

現在井野をなんが生んでい
るのは北方町の老原田地。以前山村に生んでいた四百
難波才が始まつた。金八十 を超すのか…じだれか
三軒のうち五十一軒で被雷 うごもなくため塵が漏れ
が出て、三千一軒が難波才だ。

六十六世傳のうち、三百三の再移転を希望。十六軒が十一世傳は、同団地ほか五個人再移転、五軒が基礎改め所に再移転した。良などの内蔵たどりとしむ来年春にもタム本体工事なつた。

の着工式を終えて、建設促進会議が開催され、移転希望者に、文殊団地の多くの空き戸を貸し出すこと

再移転交渉にため息



卷之九

文殊院地の御靈神社が始
まりてから九十九年、月日が流れ
て、生國のゆゑかしに起つやうやうな
うら題は、十一回目と十二回目を
迎えおもろいこと。

(岐阜總局・加賀 大介)

徳山ダム本体「着工」

岐阜県藤橋村の揖斐川上流で二十四日、徳山ダム建設が本格的に動きだした。治水、利水、発電を目的とする多目的ダム。しかし

水面でも水需要の伸びは問題、結果、工事費が過料金の倍に上がり、民の負担も増えることが予想される。治水と利水面での課題を運びた。

■治水■

徳山ダムの建設の最大の目的となるのが治水。揖斐川とその支流では、一九五九年（昭和三十四年）の伊勢湾台風で二十九人が死亡、七十六（同五十一）年の洪水で一万五千戸が浸水するなどの被害に苦しんでいた。

現在の揖斐川の河道で対応できる水流量は、大垣市の万石地点で毎秒三千四百メートル。藤橋村にある横山ダムを含めて十五年に一度の洪水に耐えられるレベルにすぎない。

建設者は、百年に一度の洪水に対応できるよう治水計画を立てているが、徳山ダムができると、洪水時に一・四倍ほどの水位を低下させる効果が期待できるが、それでも三十年に一度の洪水に耐えられる安全度にとどまる。「百年に一度」を目標としているが、まだ具体的なことを書く段階でない」と、候補地も明らかにされておらず、不確定だ。

伊勢湾台風で揖斐川支流の牧田川が決壊した際、被害にあつた養老町の元町議

治水では三十年に一度の洪水に耐えられる程度の安全確保にとどまり、今後も堤防改修などに

手用と費用かかる。また、利水と費用かかる。また、利

水面でも水需要の伸びは問題、結果、工事費が水需要金の倍に上がり、民の負担も増えること

が予想される。治水と利水面での課題を運びた。

る。

治水は、徳山ダムばかりが目立つたが、支流も含め、河床の掘削、川端を浚げたり、堤防の高さを高くするなど総合的な対策をとることを見込める。だが「水

の大雨などによる長良川上流の洪水被害を聞いて、「揖斐川の水の行き場がない」とか、「流域で水位を下げる」とも言いたい」という声はまったくの原因だった。徳山ダムで水位を下げるところに、堤防の強化もしつかり

内堀清郎さん（四〇）は、九月の時は、揖斐川の水位が上昇するが、牧田川に逆流し、牧田川の水の行き場がないのが原因だった。徳山ダムは、ほぼポンプで動かす電源で水位を下げるところに、堤防の強化もしつかり

内堀さんは「伊勢湾台風やつてもういい」と求め

河道改修計画候補地も未定

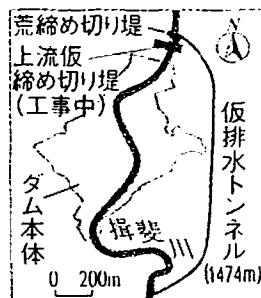
代地下水「地盤沈下対策」に疑問

徳山ダムに、上下と干葉県用する日本合成化学工業の日産十二万五千メートルの大雨水による長良川上流の洪水被害を聞いて、「揖斐川の水の行き場がない」という声はまったくの原因だった。徳山ダムは、ほぼポンプで動かす電源で水位を下げるところに、堤防の強化もしつかり

内堀さんは「伊勢湾台風やつてもういい」と求めたが、ダムの水を使つとなれば、いくら強打ちに設定し

用する日本合成化学工業の日産十二万五千メートルの大雨水による長良川上流の洪水被害を聞いて、「揖斐川の水の行き場がない」という声はまったくの原因だった。徳山ダムは、ほぼポンプで動かす電源で水位を下げるところに、堤防の強化もしつかり

内堀さんは「伊勢湾台風やつてもういい」と求めたが、ダムの水を使つとなれば、いくら強打ちに設定し



土砂を埋めて流れをせき止め、トンネルの中にう回される「転流」工事が行われている現場＝岐阜県藤橋村で

徳山ダム建設計画の推移	
1957年12月	揖斐川上流を活用開発促進法での調査区域に指定
66年4月	建設省が予備調査開始
71年4月	実施計画調査開始
76年4月	水資源開発公団に事業推進を指示
同年9月	甲斐実施計画を認可
80年3月	一部の付け替え道路工事開始
87年3月	山村と藤橋村と合併
89年3月	466世帯の移転完了
92年3月	仮排水トンネル工事開始
99年2月	ワシタカ類の営巣確認で全工事が一時中断
同年11月	転流

岐阜県と名古屋市が新たなる水利用を実現するため、ダムの水を使つとなれば、地下水の現行使用量を多くするが、その水の利

用方法と、いろいろかる利

用するのかは現段階では未

定だ。

岐阜県では、ダムの水を

地下水くみ上げ規制などで地

域で水質汚染対策。

岐阜県水質汚染対策室とされ

たが、「水

下水くみ上げ規制が行わ

れ、井戸の更新が難しい名

とんど聞こえてこない。日

古屋市内では「今後十年以

い」といふが、その水の利

用する日本合成化学工業の日産十二万五千メートルの大雨水による長良川上流の洪水被害を聞いて、「揖斐川の水の行き場がない」という声はまったくの原因だった。徳山ダムは、ほぼポンプで動かす電源で水位を下げるところに、堤防の強化もしつかり

内堀さんは「伊勢湾台風やつてもういい」と求め

たが、ダムの水を使つとなれば、いくら強打ちに設定し

在も進行中」とみて、西濃

地方に地下水利用の自主

規制強化を求めてし

かし、思い通り進まなかつ

た場合、「将来は案例で

くみ上げ規制が必要と思

う」として、「地下水の事

業に対する「水が必要

る」とし「できれば、避け

たいのだが」と複雑な表

示す。

上水に地下水を利用して

いる西濃地方の市町村から

訴えはない。大垣市建

設道部は「徳山ダムが完

成してもすぐに地下水分

ら替えることは考えていい

い」とする。

九四年に完成した長良川

河口堰（せき）では、堰

設と並行して三十メートル

導水管を建設した愛知県

が、徳山ダムの導水管建設

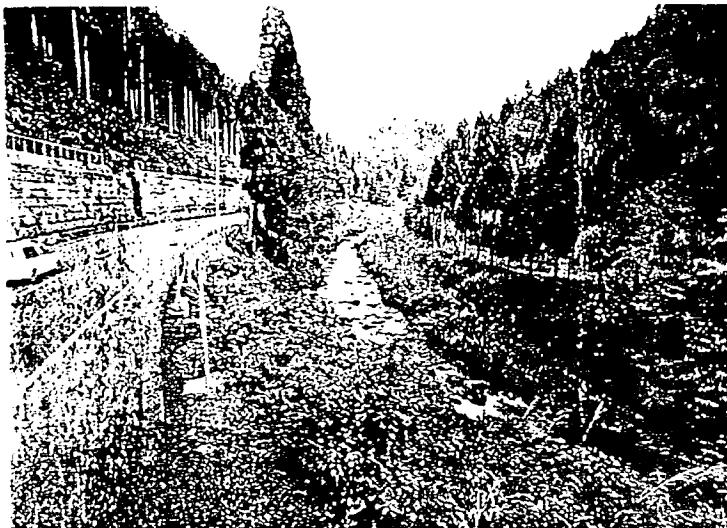
計畫については全くの手

つかず、「今すぐ水がいる

ころはない」（水資源対策

監）

足羽川ダム 池田の支流に



足羽川ダム計画の見直し代替案で、ダムサイトの建設位置とされた池田町上小畑、千代谷間の部子川



近畿地建が代替案、調査へ
町長らに 水没は3集落

町長は十口、ダムサイトを現計画の美山町の足羽川本流から池田町の文流・部子川に移すという近畿地方建設局の代替案を元区長に説明した。水没地域やダム規模など大幅な計画変更が盛り込まれており、水没集落も池田町の三集落だところである。一九九七年の足羽川ダム建設事業実績委員会(ダム審)の見直し答申以来、懸念だった代替案が明らかにされたのは初めて。近畿地建は代替案の内容についてコメントしていない。

同町開発センターで品かれた杉本町長の説明会に出

席した下池田地区の複数の区長によると、ダムサイトは同町上小畑と千代谷の間に建設される。水没集落は千代谷のほか、大本、金沢谷の三集落。部子川だけでは集水能力が低いため足羽川の上流部と水海川から導水管(地下トン

ネル)で水をダムに引き込

む。

足羽川ダムは一九六八年

に九頭竜川流域の治水利

用水を目的に予備調査が始ま

ったが、水没戸数が鉢山

池田町で三百二十戸と多

いめ激しい反対運動が続

けられた。このため、計画は

長年にわたり停滞してい

た。一九五九年に建設省が大規模

の代替案を報告。具体的

な議論を伴い、地元同意を得ることが困難と思われる

ので、「適切とは認めない」

との意見が盛り込まれた。

これを基に近畿地建が代替

案を探索していた。

説明会の出席者による

と、杉本町長は「あくまで

机上の案」とした上で建設

省の代替案を報告。具体的

な部分ではなく、これから調

査に入る段階」との説明だ

ったという。二十日前後ま

でには町議会にも説明し、足

代案を公にするため、足

羽川ダム下池田対策協議会

委員会はその前に

概略を知つてもう意図だ

ったらしい。

区長は「さすがは説明

会だだけ」として、特

に歓迎などは出さなかっ

た。

藤田海三、美山町長の話

がだいじとだ。約百七十戸

の水没予定世帯も助かる

ことになる。

おり、もし、町内での建設

がなくなるのであれば

どうなるかが関心事だつ

ていた。

分からぬ」などの声が出

ていた。

「ありがたいこと

ありがたいこと

徳島・吉野川可動堰計画

市民病院力推進署名集め

看護婦対象

批判受け名簿破棄

徳島県・吉野川第十一堰の可動化を求める「第十堰・署名会」（会長＝坂本好一）と、県商工議所連合会（頭）が進めていた改築計画

反発。病院側は「配慮を欠いた」として署名簿を破棄した。市民病院を管轄する同市

病院部などによると、署名推進署名が、徳島市民病院（同市北営三島町）で、看護婦を対象に集められていたことが二十日、わかった。

署名簿は六日、徳島市内である県商議会の理事会で、出席した県内の病院幹部らに配布された。市民病院で署名簿を破棄した。

市病院部の榎本芳人部長

十数か所に譲られた。看護

婦約一百六十人のうち約四十人分が十七日までに集ま

ったという。

しかし、「だれが署名し

なかつたかすぐに分かり、

同市では、小池正勝市長

が四月の市議選で住民投票

に賛成する議員が過半数と

なつたのを受けて、それま

での可動堰推進の姿勢を修

正。同市など二市七町でつ

くる「第十堰改築推進期成

を」としている。

可動堰建設の是非を問う

なっている。

同盟会の会長も辞任し、住民投票条例は六月に市議

会で可決されたが、「六か

月後に協議する」となって

いる投票実施時期が焦点に

なっている。

三島教育長に厳重注意し

1991.11.17 每日

計画推進の署名依頼

穴吹町の三島茂教育長

(53)が、吉野川・第十堰の可動堰化計画に賛成する「第十堰・署名会」（会長、坂本好一・県商工議所連合会会頭）が行つてい

た。

署名は強制ではなく、趣旨

に賛同する人だけにお願い

した」としているが、「結

果的に署名依頼が前面に出

る形になつてしまい、申

し訳ない」と陳謝。同日、

依頼の撤回を各校長に口頭

で伝えたことを明らかにし

た。

三島教育長によると、署

名は今月10日ごろから町

内の小学校4校、中学校

3校の校長に直接または電

話で依頼。1校に署名簿3

枚を渡した。15日までに

小学校から6枚・50人分、

中学校から4枚・31人分

の署名が返ってきたとい

う。

集まった署名は廃棄する

話している。一方、同町

の佐藤宏史町長は同日、

三島教育長に厳重注意し

同盟会の会長も辞任し、住民投票条例は六月に市議会で可決されたが、「六か月後に協議する」となってして計画に「中立の立場」をとつて、各病棟の看護婦詰め所

をとつて、各病棟の看護婦詰め所

投票率を低く抑える

全国版
每日

11/25

吉野川・第十堰可動堰化

加えることや、投票率が50%を下回った場合は開票せ

「者」制限

後法のに清会派制定住民

投票条例を巡り、条例に反対した市議会最大の創政会（11人、武知長）が同条例施行規則投票時間を現公職選舉規定より2時間短い午時までとするなどの条

す不成立とする以上も検討してい。武知会長は「投票率を少し上げる手助けは必要ない。有権者も関心がある定められた時間に来るはずだ」と話す。

「出前説明会」を拒否

建設省と懷疑派を“門前払い”

施行規則は、12月6日開
狙いとみられる。

会の市議会で投票日程が提案されるのを受け、市の原案をたたき台に総務委員会（10人）で内容を討議する。

市議会最大会派が方針

原案議す

委員会で創政会は、投票をたたき台に総務委員会(10人)で内容を討る。

同委員会で創政会は、投票時間短縮のほか、告示後

の執行に差し障りとなる選挙が明示されないまま投票が制限されるのは、基本的人権の侵害に当たる。

吉野川第十壙（せき）の可動堰化計画の費否を問うる
徳島市の住民投票を推進する住民団体から「出前説明会」の要請を受けた建設省
徳島工事事務所、徳島市議会が、この要請を断つてしないことが十二日分かった。
「住民投票の期日を議論する徳島市議会が近づいており、この時期に住民投票を
『出前説明会』住民投票
条例制定など可動堰化計画への逆風が強まつたことを受け、建設省と県が対話を打ち出し、計画に理解を求める説明会や対話集会

ましくない」（同工事事務所）との理由だが、計画反対、懷疑的な住民を、前払いにした格好で、民間側の建設省、県への不感ははるかに高まりそうだ。要請を断られたのは、市内町、新町、富田、昭の四地区の住民でつくる「住民投票を実現する会」を開催。「出前説明会」はめられた日時、会場に来れない住民を対象に建設と県の職員が職場などに向いて説明しており、九から共同で始めた。

（世話人代表・豊田雅信
んら四人）で、十八日に徳島市文化センターで開く公
会で「出前説明会」をすみやかに建設省と県に求め
た。同念によると、五日には島工事事務所に文書で要請
したが、八日に断られた。続いて九日に県へ要望。
は「計画に賛成、反対のど
なく求められれば説明し
い」との姿勢で徳島工事
務所と調整しようとした
が、同事務所が断つたことを
知り、開催をあきらめた。
徳島工事事務所の五藤

（この時期に）「選別事たどめの徳誂集」の議論が、上、計画の説明だけではなく、住民投票関連の議論になると、この時期にあえて物議をかもす發言をするような場に出る必要はない。選別といわれれば、結果的にどうなった」と説明している。

これに対し、豊田世話人代表は「建設省や県の意見も聞いて、住民投票の参考にして」と思い、「出前説明会」を希望した。建設省、県は住民対話を強調しているが、書いてみるとどうやつてなことが全然違う」と、強く批判している。

同会によると、五日に徳島工事事務所に文書で要請しては「計画に賛成、反対の別なく求められれば説明したい」との姿勢で徳島工事事務所と調整しようとしたが、同事務所が断つたことから、開催をあきらめを知り、開催をあきらめた。

といわれれば、結果的にそうなった」と説明していく。これに対し、豊田世話人代表は「建設省や県の意見も聞いて、住民投票の参考にしよろ」と思い『出前説明会』を要望した。建設省、県は住民対話を強調しているが、書いてくるところからつてこるところが全然違う」と強く批判していく。

99.11.13 德新
第十堰可動化

建設省と懷疑派を“門前払い”

に 好 務 (世語人仕表・豊田雅信)
んら四人)で、十八日に徒
島市文化センターで聞く第

彦富所長は、一団体の性格上、計画の説明だけではなく、住民投票関連の議論にならぬ。

（世話人代表・豊田雅信さんら四人）で、十八日には徳島市文化センターで開く発会で「出前説明会」をすらすらと建設省と眞に求めた。

彦留所長は一回体の性格上、計画の説明だけではなく、住民投票関連の議論になると、この時期にあえて物議をかもす発言をするようだ。選別場に出る必要はない。

島工事事務所に文書で要請したが、八日に断られた。続いて九日に県へ要望。これは「計画に賛成、反対の旨

「これに対し、豊田世話人
代表は「建設省や県の意見
うなった」と説明していく
る。

第十堰住民投票

1月23日実施確定

199. 11. 26
德新

長、六人の金村会長、会派として反対した創政会（武知清会長、十一人）自民党市民会議（岸本安治会長、三人）の両会長も「早くやった方がいい」と異議のない態度を明らかにし、投票日については全会派の足並みがそろつたことになつた。

一方、十二月市議会では、本会議、総務委員会で具体的な投票方法や開票の有無も論議されるのが確実。市長が決める施行規則については、会派間で投票時間を公選法改正前の午後六時までにするか、現行法の同八時までにするか——などをめぐつて意見が食い違つてゐる。また住民投票条例で「投票率が五〇%を満たさなかった場合は不成立」とされている「特例」をめぐり、不成立の場合は開票しないとの意見も市議会内にあり、これらの議論の行方によつては、十一月二十日の閉会予定日に住民投票実現の条例案可決が見送られる可能性も残されてい

巨大なヒト着工場 流れ急

「見直しに水差した」
日本が手本にしてきた米国で、タム逆政を見たおずの動きが始まっている。環境への影響が大きいうえ、住民の抵抗で実現までに時間かかり過ぎ、投資効率が悪いからだ。建設省も最良の川口博士で批判を浴び、事実上はタム逆政を実現する構造を作つて見直し始めた。地方の中小タムは心に三年間に三十四のそれを中止、休止した。治では、堤防のように断林造林がかり過ぎ、投資効率が悪いためだ。堤防は土木工事で構成され、工事費がかかる。

岐阜県山口村の公有地で、岐阜県農業委員会の土地に対する強制収用を初めて始めた。裁決は、十一日㈯に出された。木更津市にため池などは、たつた旧葛山の男性が権利の一部を持つ土地だった。三日後といひの裁決を知った。「岐阜山口村の公有地を求める会」の近藤やり子事務局長は、「何が何でも本体工事にかかるついでに収めた」と感じた。

水資源開発公団は十七日、今度は近畿ひらた建設反対派が所有する土地の強制収用も申請した。水道は、一千四百㍍のうち、旧村民や建設反対派が所有する未賃收地は、二七%に相当する。

三十社にも亘っている。
建設現場では今、狹い道
路をタンクカーが行き交

水害而至

熊本県の川辺は、毎度
府庁の河川水害調査班で日本
一の渋流になつた。今年
もアコ釣り客でにぎわつ
た。
建設予定地の相良村の河
原に、川の流れを変える工事
で約十本の排水路の口が
開いている。建設省は数箇
箇所を一括発注し、来年
早くに本体工事に着手す
る考えだ。
川辺ケムが計画された

停んだ。建設省河川局は「ダム着工承認された」(開業式)と11月2日付の内閣府監査委員会に「かねて河川建設部の結論を出した。委員会は地元の市町村長や経済団体代表者等が、「建設部に付けて置かれていたものがなく」として、建設部から監査が強行しないと問題につながる。

三辺川に漁業権を持つ城
下三郷協（約千九百人）の
終り市町村領地を(24)に割
らう。下流の人吉市市民団
体も「漁協が産後のとり
で」と反対する。
しかし、漁協の反対、答
露派の力はさして坑していない
。答露派の求めで開いた
八月の臨時総代会では、反
対を握りの一方で「園芸業
園も組合の」と、会場の
文化や文化をはじめ、政府が公
共事業を立ち上げてから見
直し運動に力を貸した
結果である。

あらがをした。
三十年ぶり、タム田園に
はやされた木波地域の
五木村では「やめの反対こ
とも」の声がある。タムの
関連工事で生活している人
たちである。

タムから毎年三千円ほどの賃
用水を引く農水省の三辺川
土地改良事業も、利水の意
味を問われている。「改良
後難者がなく、新たな負
担をしてまで水はいらな
い」と、農業家約四千人
のうち半数が農水相を相手
に「解禁はばた」と、農家
の因意取扱の取り消しを求
めて訴訟を起こしている。

水事要・治水に疑問符も

岐阜県立農業試験場の土地に対する強制収用を初めて認めた裁判は、「十一日田事件」だった。木更津市たぬき野村では、つた田原山の男性が機械の一部を持つ土地だった。三日後といひの審決を知った「岐阜県立農業試験場中止を求める会」の近藤ひや子事務局長は、「何が何でも本体工事にかかるといふから収取れ」と叫んだ。

三十社にも亘っている。
建設現場では今、狹い道
路をタンクカーが行き交
水害而至
熊本県の川辺川は、環境
庁の柯川水質調査で日本
一の濁流になつた。今年
もアユ釣りなどでにぎわつ
た。
建設予定地の粗良河川

安・治水

に疑問

岐阜・徳山 **熊本・川辺**

110の絵画が年度内の本邦書籍に向て発表せられてゐる。岐阜県の徳山文士は、複数の流れを發揮する版画の切り口事が始まり、県収用委員会が販賣の進まない半ばに半ばに強制収用を認めの決議を出した。子守歌で有名な「五木」が本邦から無本邦の江戸時代の版画も版画の切り口事と自らに接觸の交渉があつた。自然被遺だらくの区別から、歐米では無用論をえ出している巨大なうえに、国内の110の絵画が度々うけてきたない歴史に入るものか。

強制収用 墓が裁決

約三百八十社のうち、新たに工業用水を必要としているのは五百社と過ぎないじみつかつた。大都市などの企業は、水温が一定で水质のいい地下水を使つてゐる。県は企業の水需要をタム建設の根柢にしてしらか、タムの水は使つなくてはならじからのが企業の本音だ。

岐阜大学の菅原一助教授(地理学)は「志山タムの水を企業が買わねば、自営地盤が一堅余計から金を出して勝手にAJDなどがあれこれAI植物栽培」。

徳山ダムは、徳山湖の水を貯め、灌漑用水として利用する目的で建設された。主な用途は水利用から洪水対策へと変化。2007年度の完成です。



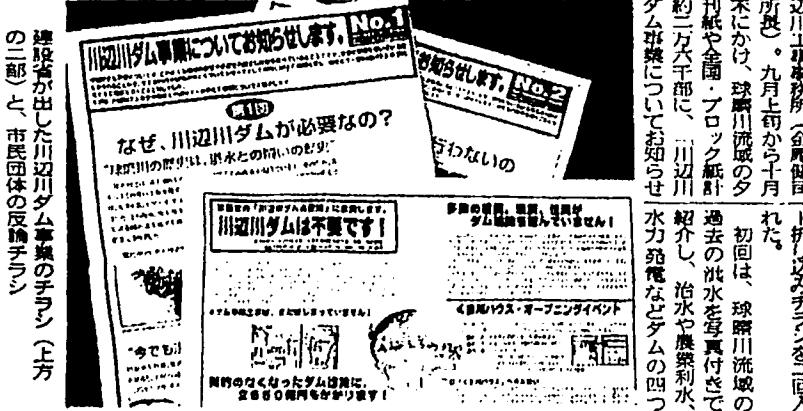
① 川辺川ダム予定地

熊本県 代市 五木村 川辺川 宮崎県 岩崎島

鹿児島県 鹿屋市 鹿児島川 宮崎市 宮崎川 海

川辺川ダム 総貯水容量
1億3300万トンの九州電力の一チ式ダム。宮崎県に次ぐ九州第2の規模で、五木村の中心部が沈没する。1966年に工事着手され、2008年度完成をめざす。総事業費250億円。

目的を説明、理解求める 反対派 持論掲げて真っ向対決



意見チラシでPR合戦

川辺川ダム建設 国・県VS反対派

「洪水から地域を守ります」「住民がダム建設を勧めていません」――岐阜県郡中町の川辺川ダム建設をめぐる十四日、先に国・県が新聞の折り込みチラシなどで必要性を訴えたのにに対し、反対派の市民団体も反論のチラシを配布。川辺川を守る流域流域で、それぞれの主張の正当性を訴える。火薬味を織り広げ、火花を散らした。

火をつけたのは建設省 辺川工事事務所(金龜信司所長)。九月上旬から十月末にかけ、流域流域の人刊紙や全国・プロック紙計約二万六千部に川辺川ダム建設についてお知らせ

します」という趣意のカタログに、折り込みチラシを二回入れた。初回は、流域流域の水力発電などダムの四つ

の目的を説明。二回目は「環境アセスメントは行わないのか」との疑問に回答した。三回目は「ダムが悪化しないか」など反対派から投げかかわる問題に答えていく。

同事務所は「ダム事業にまだ疑問を抱いている人へお知らせし、理解を得たい」と語った。建設省は「一回あたり数十万円」とし、流域七市町の広報誌に載せた行政の一連の動きに反し、流域住民でつくる「流域住民連絡会」は、これまで手渡す流域市民の会(池井良輔会長)は、流域十七市町の広報誌に載せて約七万六千冊に届けた。総額は印刷代のみで約三十三万円。

反対派は、川辺川ダム「川辺川ダム必要論」を提出。建設省は、「川辺川ダムは必要です」のモノクロチラシを一万六千部入れて、それを一万六千部入れて約七万六千冊に届けた。総額は印刷代のみで約三十三万円。

建設省は「川辺川ダムは必要です」として、流域住民連絡会は「川辺川ダムは不要です」として、双方が折り込みチラシを配布する形で、流域の議論が高まっている。

建設省は三年前、クマタカが確認。最もダムサイトに近い谷のペアについては、子育て時期の一年間の行動を観察することに成功した。

建設省は三年前、クマタカが

窓

論説委員室から

12/14 アサヒ

熊本県の川辺川ダム予定地で、エサになる小動物が多いの クマタカが確認された。各地で 猛きん類が開発に脅かされる 中、事業主体の建設省はどうするのだろう。「たかがタカ」とばかり、ダム本体工事の着手を急ぐのだろうか。

日本自然保護協会の地元会員ら十三人が三年かかりで観察を続けてきた。予定地周辺には三つの巣があり、羽のクマタカが生息することを確認。最もダムサイトに近い谷のペアについては、子育て時期の一年間の行動を観察することに成功した。

谷の入り口に、小高い山がある。一帯にスギの造林が自立中で、ここは雑木林が残ってお

されているのだ。ダム建設が始まれば、雑木どころか山そのものが削られてしまい。『クマタカは、すみ慣れた場所に執着する』と自然保護協会の横山隆一さんはいう。

建設省は三年前、クマタカが生息する事實を川辺川ダムの妥当性を再評価する審議委員会に積極的には知らず、「継続実施が妥当」との答申を得た。

今度こそ、自然保護協会の投げたボールを受け止めて、必要な見直しをすべきだ。

（著）

建設計画の実現にならぬに反し」で、治水計画は和四十一年水害での「過剰放水が被害を拡大させた」との批判が根強く、同様に「郡住民の誤解を解く、過去のダム操作が過剰だったことを理解してもらいため」記ったとい

う。どうやらがより科学的な主張か、じっくり読み比べてほしい」と語っている。

建設省が出た川辺川ダム事業のチラシ（上方）と、市民団体の反論チラシ（左）

農地まで水が無料だと勘違い

県外いたのに署名なつ印存在

後の事業不参加OK」と説得



■ 川辺川土地改良事業「利水訴訟」 ■

原田本人が開いた報道機関に非公開で行われ、この辺の名前が分厚い調書がまわった。た。
まあ、会社の社説内容が当
然書かれてる。事業の中身だ
けでなく問題や疑惑不足のし
あが、原田はそこには二十
点の地政改良事業の計画案を記
載したケーブルが回りついた。
回事業は、九四年的計画
変更により、国だけがんば
がい用の幹線水路工事は、し
農家負担がゼロになつた。だ
た。

問われる国との説明責任

原告本人尋問で47人が証言

争われている宮川利水訴訟が、現地検証や原告団農の本人尋問を経て、大詰めを迫っている。対農家八百六十人余人が農水大臣相手に提訴した一九九六年六月から約二年半の間、国の同意取得の不備やすんざが次々と表面化している。九月に熊本地裁大吉支部で行われた、原告農四十七人に對する不人道問題の証言を通じて、これまで何が明らかになつたかを検討した。

(人言支局·宣上良二)

しかし、既設や団体都市の未端水路は農業用水を引く場合、改めて対象農地を切り替へて、新たに相模村の七十代女姓は「署名も品鑑も私のものではない。計画変更の説明もせられていない」と訴す。だ。

**同意取得
すさんご次々**

■代筆
取材をしていて、国連署名の代筆問題のために改めて書かれた。確かに、国連の幹線水路三十五件に上了った死難者は、(無事水路)取扱いがめぐらしく、心配した。
■修正
「水足りて」も「足りて」も正しくない。しかし、同様の事例も西立つ。

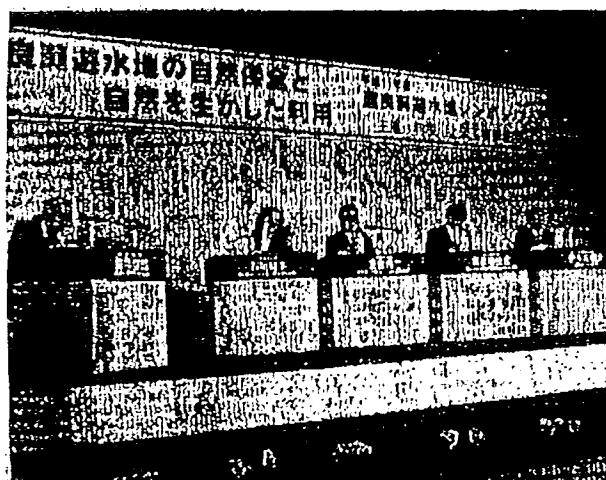
(新月未だ) 春の匂がする
さくらに匂い残すアヒルの声

卷之三

國側代理人は「それでも
土地改良事業の変更計画の

藤岡 渡良瀬遊水地シンポジウム

「治水と自然保全」論議



パネリストや住民から活発な意見が出た
渡良瀬遊水地シンポジウム

想談会メンバーの石川幹子
鹿児島県環境情報学部教授、坂之井和(同)、利根川上流工事事務所所長、樋井

善雄応用生態学研究所所長、高松健比古県自然保護団体連絡協議会代表らがパネリストとして出席し、県内外から住民約二百五十人が参加した。

基調講演で高松代表は

第2貯水池効果に疑問も

【藤岡】渡良瀬遊水地の治水や自然保全をめぐる建設省利根川上流工事事務所は八日、地域住民らを交えたシンポジウムを同遊水地とも広場の特設会場で開いた。学者や地元首長らで構成される「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」の検討結果の報告を受けた。パネリストからは「今はまだ多くの意見を取り入れる時」などの意見があつたが、計画を進める国側と保管金を訴える住民との溝は埋まらなかつた。

国と住民 沟埋まらず

県 南 版

足利総局 0284(40)1023
FAX(40)1024
佐野支局 0283(20)1123
FAX(20)1124
小山総局 0285(30)1123
FAX(30)1124
堀木支局 0282(20)1023
FAX(20)1024
藤岡支局 0282(61)1023
FAX(61)1024

身近な情報を上記
にお知らせ下さい

貸衣裳
花嫁・成人式・七五三
株篠崎衣裳店
佐野市文化会館入口
☎0283-23-1122㈹
足利伊勢町郵便局前
☎0284-42-8961㈹

市長の動き
・足利市役所不在

市長の動き

技術市道防護堤点検(午前8時30分・中終合運動公園)
・小山堀木市・小山市合併協議会(午後2時・市東出張所)

「遊水地で見られるワシ・タカ類は東日本最多。湿地に生息する鳥類に、ヨシ原は必要不可欠だ」と話す樋井所長は「治水・利水と自然保護は両立できる。そのためには建設省と自然保護団体のデータを共有して話し合すべき」と述べた。会場から「建設省の考え方前提で懇談会をやつていいのではないか」といった意見が飛び出し、石川教授が「そんなことは断じてない。皆さんが参加して計画を作れる。そういう法律に変わったのだから活用すべきだ」と答える場面もあった。「遊

水地の治水効果は認める。しかし第二貯水池を造つても洪水調節量は全体の三%しか上がらない。それでも(第二貯水池を造る)意味はあるのか」などの質問も寄せられたが、国側の具体的な答はなかつた。懇談会は一九九六年十一月に建設省の成り年十二月に建設省の諮詢機関が環境保全などを理由に第二貯水池建設設計画の中断を審査し、九七年に懇談会を経て報告結果が年次内に再開される同設置された。今後一、二回の諮詢機関で検討される。

川辺川ダム計画と大型猛禽類

熊本県川辺川クマタカ生息現況調査

—川辺川ダム開発計画が繁殖地に与える影響—

《中間報告》1999年12月

= ダイジェスト版 =

要 約

- 1.1996年11月から1999年11月末現在まで、川辺川ダム建設予定地周辺のクマタカの生息状況について調査を行ない、主に1997年11月1日から1998年11月23日までの記録を基に生息状況を中間報告としてまとめた。繁殖状況は1996年から1999年について記述した。その上で川辺川ダム建設、主に原石山予定地が藤田谷に生息するクマタカに与える影響について考察した
- 2.藤田谷、椎葉谷、宮木谷には、それぞれの谷を利用するクマタカペアが生息している。
- 3.宮木谷においては、1997年に繁殖に成功しているが、1998年、1999年は繁殖していない。また、椎葉谷における繁殖については1998年、1999年は確認されていない。
- 4.宮木、椎葉谷のクマタカについては、その内部構造の把握には至っていない。
- 5.藤田谷においては1996年、1997年ともに繁殖は成功せず、1998年は繁殖に成功している。1999年は繁殖しなかった。
- 6.藤田谷のペアは繁殖成功年、繁殖失敗年とともに、椎葉谷入口から川辺川を含んだ藤田谷一帯を生息の継続に必要な区域とされるコアエリアとして利用している。繁殖成功年のコアエリアの広さはおよそ1.385haである。
- 7.藤田谷のクマタカペアの繁殖成功年の繁殖テリトリーは、ダムサイト建設に使用されるという原石山を含んだ藤田谷の東部一帯である。またそのうちの藤田谷右岸部は繁殖失敗年においても繁殖期の主要な行動範囲となっており、通年の生息環境の中心部となっていた。
- 8.藤田谷における採餌場所の利用率は原石山周辺が28.6%、その東の尾根が28.6%で、合計57.2%であり、この2箇所周辺は最も重要な狩場と判断される。
- 9.5)、6)、7)から原石山周辺は藤田谷のクマタカペアの生息と繁殖にとって極めて重要な範囲といえる。
- 10.川辺川ダム建設予定地周辺の藤田谷、椎葉谷、宮木谷のクマタカは毎年繁殖ができない状況におかれていることがわかった。これ以上の土地改変が今後の繁殖に与える悪影響は無視できない状況と考えられる。